

議案第 6 7 号

専決処分に対し承認を求めることについて

石岡市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので，同条第 3 項の規定により報告し，承認を求める。

令和元年 5 月 1 5 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い，石岡市税条例等の一部を改正したため。

改 正 要 綱

- 1 単身児童扶養者に対し非課税措置の対象へ追加したこと。
- 2 住宅借入金特別控除に係る特別特定取得した場合の控除期間を拡充したこと。
- 3 固定資産税の特例措置等に係る所要の補正を講じたこと。



石岡市告示第 1 9 5 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により石岡市税条例等の一部を改正する条例を次のように処分する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

茨城県石岡市長職務代理者

石岡市副市長 根 本 博 文

石岡市税条例等の一部を改正する条例

(平成31年 3 月29日石岡市条例第43号)

(石岡市税条例の一部改正)

第1条 石岡市税条例（平成17年石岡市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第34条の7を次のように改める。

（寄附金税額控除）

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、県内に主たる事務所を有する法人若しくは団体又は県内に従たる事務所のみ有する学校法人若しくは社会福祉法人に対するものに限る。

ア 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金

イ 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

コ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）

(2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する、県内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適

用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の4を次のように改める。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第4項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同条第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条

第11項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第20項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第21項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第26項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる

事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第10条の3の次に次の1条を加える。

（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の4 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、3月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に

規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び平成32年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（

次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」に,「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め,同条第2項から第4項までを削り,同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に,「第2項の表」を「次の表」に改め,同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし,同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め,「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え,「第3項の表」を「次の表」に改め,同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし,同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に,「第4項の表」を「次の表」に改め,同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円

	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第22条第3項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第4項中「仮換地等（」を「特定仮換地等（」に、「仮換地等）」を「特定仮換地等）」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

第2条 石岡市税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加える。

6 第23条第1項第1号に掲げる者は、第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。

7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下

この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によつて」を「により」に、「同条第7項」を「同条第9項」に、「第8項」を「第10項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車(法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。))又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣

が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の 2 を附則第15条の 2 の 2 とし、附則第15条の次に次の 1 条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の 2 法第451条第 1 項第 1 号（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に掲げる 3 輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月 1 日から平成32年 9 月30日までの間（附則第15条の 6 第 3 項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の 6 に次の 1 項を加える。

- 3 自家用の 3 輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の 4（第 2 号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の 2」とあるのは、「100分の 1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第 1 項」に改め、「指定」の次に「（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の 3 項を加える。

- 2 法附則第30条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成32年 4

月 1 日から平成33年 3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア (イ)	3, 900円	1, 000円
第 2 号ア (ウ) a	6, 900円	1, 800円
	10, 800円	2, 700円
第 2 号ア (ウ) b	3, 800円	1, 000円
	5, 000円	1, 300円

- 3 法附則第30条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第446条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち 3 輪以上のものに対する第82条の規定の適用については，当該ガソリン軽自動車が平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り，当該ガソリン軽自動車が平成32年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア (イ)	3, 900円	2, 000円
第 2 号ア (ウ) a	6, 900円	3, 500円
	10, 800円	5, 400円
第 2 号ア (ウ) b	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

- 4 法附則第30条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については，当該ガソリン軽自動車が平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り，当該ガソリン軽自動車平成32年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日までの間に初回車両番号指定を

受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は，軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し，3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは，国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は，納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは，その延長された納期限）後において知った場合において，当該事実が生じた原因が，国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことになるものであるときは，当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして，軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は，同項の不足額に，これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 石岡市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「，寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め，同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち，自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については，当該軽自動車平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り，当該軽自動車平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り，第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(石岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 石岡市税条例等の一部を改正する条例（平成29年石岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち，石岡市条例第82条第2号の改正規定中

「(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円 を

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円 」

「(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円 に，

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

」

「(ア) 農耕作業用のもの

a 2輪のもの 年額 2,000円

b 4輪のもの及びカタピラを有するもの

総排気量が1リットル以下のもの 年額 3,000円 を

総排気量が1リットルを超えるもの 年額 3,900円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

」

「(ア) 農耕作業用のもの

a 2輪のもの 年額 2,000円

b 4輪のもの及びカタピラを有するもの

総排気量が1リットル以下のもの 年額 3,000円 に

総排気量が1リットルを超えるもの 年額 3,900円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

」

改め、同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定（同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「，当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に，「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第5条 石岡市税条例等の一部を改正する条例（平成30年石岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、石岡市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「，第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項

」を「８項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるものと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前３項の規定は、適用しない。法人税法第75条の４第２項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の８第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限り

でない。

- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第4項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中石岡市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日
- (2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定 平成31年10月1日
- (3) 第2条中石岡市税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第5項の次に2項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日
- (4) 第3条中石岡市税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 平成33年1月1日
- (5) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8条の規定 平成33年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の石岡市

税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は，平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，平成30年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は，平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，平成31年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については，平成32年度分の個人の市民税に限り，次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は石岡市税条例等の一部を改正する条例（平成31年石岡市条例第43号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の石岡市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は，市民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し，市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定に

よる改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の石岡市税条例（次項及び第3項において「32年新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成32年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 32年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき石岡市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する32年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 32年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する32年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の石岡市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従

前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の石岡市税条例（以下「31年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の石岡市税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。